

## 議案第 2 号

### 東広島市立幼稚園保育料の減免に関する規則の一部改正について

東広島市立幼稚園保育料の減免に関する規則の一部を改正する規則を定めることについて、次のとおり提案する。

平成 29 年 2 月 23 日提出

東広島市教育委員会

教育長 津 森 毅

#### 1 提案理由

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の一部改正に伴い、情緒障害児短期治療施設を児童心理治療施設に名称変更するとともに、所要の規定の整備を行うため、この議案を提出するものである。

#### 2 改正案

別紙のとおり。

#### 3 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日

#### 4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）  
第 15 条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

東広島市教育委員会規則第 号

東広島市立幼稚園保育料の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 月 日

東広島市教育委員会  
教育長 津 森 毅

東広島市立幼稚園保育料の減免に関する規則の一部を改正する規則

東広島市立幼稚園保育料の減免に関する規則（昭和53年東広島市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

条例第4条の規定による保育料の減免の対象及びその額は、別表に定めるとおりとする。

第3条中「教育委員会」を「東広島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改め、同条第1号中「前条第1項第1号」を「別表1の項に掲げる者」に、「あつては」を「あつては」に改め、同条第2号中「前条第1項第2号又は第3号」を「別表2の項又は3の項に掲げる者」に、「あつては」を「あつては」に改め、同条第3号中「前条第1項第4号」を「別表4の項に掲げる者」に、「あつては」を「あつては」に改め、同条第4号中「前条第1項第5号」を「別表5の項に掲げる者」に、「あつては」を「あつては」に改める。

第6条中「なくなつた」を「なくなった」に改める。

第7条中「前4条」を「第3条から前条まで」に、「あつた」を「あつた」に改める。

別表1の項中「生活保護法」の右に「（昭和25年法律第144号）」を加え、同表4の項中「上記区分」を「1の項から3の項までに掲げる世帯」に改

め、「世帯」の右に「に属する者」を加え、同表備考1第3号中「第3条第1項又は第2項の規定により認定を受けた」を「第2条第6項に規定する」に改め、同表備考1第5号中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改め、同表備考3中「入園」を「入園し、」に改める。

別記様式第1号及び別記様式第2号中「子ども園」を「認定こども園」に改める。

別記様式第3号中「上記区分」を「1から3までに掲げる世帯」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の東広島市立幼稚園保育料の減免に関する規則の規定による様式により作成された用紙は、この規則による改正後の東広島市立幼稚園保育料の減免に関する規則の規定による様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。

東広島市立幼稚園保育料の減免に関する規則（昭和53年東広島市教育委員会規則第1号）【抜粋】

新	旧
<p>(減免の対象等)</p> <p>第2条 条例第4条の規定による保育料の減免の対象及びその額は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>2 前項に定める保育料の減免の期間は、当該年度を限度とする。</p> <p>(減免の申請)</p> <p>第3条 保育料の減免を受けようとする者は、東広島市立幼稚園保育料（減免・徴収延期）申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて東広島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(1) 別表1の項に掲げる者に該当する者にあつては、当該保護を受けている旨の福祉事務所長の証明書</p> <p>(2) 別表2の項又は3の項に掲げる者に該当する者にあつては、市民税の課税若しくは非課税の証明書又は市民税の納税通知書の写し</p> <p>(3) 別表4の項に掲げる者に該当する者にあつては、幼稚園等の就園を証明する書類</p> <p>(4) 別表5の項に掲げる者にあつては、園長の証明書</p> <p>(減免等事由消滅の届出)</p> <p>第6条 現に保育料の減免等を受けている者は、当該減免等を受けている事由が消滅し、保育料の減免等を受ける必要がなくなつたときは、速やかに東広島市立幼稚園保育料減免等事由（変更・消滅）届出書（別記様式第2号）を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(結果の通知)</p> <p>第7条 教育委員会は、第3条から前条までの規定による申請又は届出があつたときは、これを審査し、速やかに決定を行い、その結果を東広島市立幼稚園保育料減免等（決定・不承認）通知書（別記様式第3号）により当該申請</p>	<p>(減免の対象等)</p> <p>第2条 条例第4条の規定による保育料の減免は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うものとし、その減免の額は別表に定めるところによる。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯に属する者</p> <p>(2) 当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯に属する者</p> <p>(3) 当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯に属する者</p> <p>(4) 前3号以外の世帯に属する者</p> <p>(5) 園長に届出を行い、月の全日教を通じて休園する者</p> <p>2 前項に定める保育料の減免の期間は、当該年度を限度とする。</p> <p>(減免の申請)</p> <p>第3条 保育料の減免を受けようとする者は、東広島市立幼稚園保育料（減免・徴収延期）申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1) 前条第1項第1号に該当する者にあつては、当該保護を受けている旨の福祉事務所長の証明書</p> <p>(2) 前条第1項第2号又は第3号に該当する者にあつては、市民税の課税若しくは非課税の証明書又は市民税の納税通知書の写し</p> <p>(3) 前条第1項第4号に該当する者にあつては、幼稚園等の就園を証明する書類</p> <p>(4) 前条第1項第5号に該当する者にあつては、園長の証明書</p> <p>(減免等事由消滅の届出)</p> <p>第6条 現に保育料の減免等を受けている者は、当該減免等を受けている事由が消滅し、保育料の減免等を受ける必要がなくなつたときは、速やかに東広島市立幼稚園保育料減免等事由（変更・消滅）届出書（別記様式第2号）を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(結果の通知)</p> <p>第7条 教育委員会は、前4条の規定による申請又は届出があつたときは、これを審査し、速やかに決定を行い、その結果を東広島市立幼稚園保育料減免等（決定・不承認）通知書（別記様式第3号）により当該申請又は届出をし</p>

又は届出をした者に通知するものとする。

別表（第2条関係）

区分	小学校1年生、2年生又は3年生の兄又は姉を有している場合	小学校1年生、2年生又は3年生の兄又は姉を有している場合
	次のいずれかに該当する者 (1) 市立幼稚園に在園している者が1人である場合における当該者 (2) 同一の世帯から幼稚園等に就園している者が2人以上である場合における市立幼稚園に在園して	同一の世帯から幼稚園等に就園している者が3人以上ある場合における市立幼稚園に在園している最年長者及び次年長者以外の者
小学校1年生、2年生又は3年生の兄又は姉を有している場合	次のいずれかに該当する者 (1) 市立幼稚園に在園している者が1人である場合における当該者 (2) 同一の世帯から幼稚園等に就園している者が2人以上である場合における市立幼稚園に在園して	次のいずれかに該当する者 (1) 小学校1年生、2年生又は3年生の兄又は姉を1人としている場合において、次に該当する者 (1) 市立幼稚園に在園している最年長者及び次年長者以外の者

た者に通知するものとする。

別表（第2条関係）

区分	小学校1年生、2年生又は3年生の兄又は姉を有している場合	小学校1年生、2年生又は3年生の兄又は姉を有している場合
	次のいずれかに該当する者 (1) 市立幼稚園に在園している者が1人である場合における当該者 (2) 同一の世帯から幼稚園等に就園している者が2人以上である場合における市立幼稚園に在園して	同一の世帯から幼稚園等に就園している者が3人以上ある場合における市立幼稚園に在園している最年長者及び次年長者以外の者
小学校1年生、2年生又は3年生の兄又は姉を有している場合	次のいずれかに該当する者 (1) 小学校1年生、2年生又は3年生の兄又は姉を1人としている場合において、次に該当する者 (1) 市立幼稚園に在園している最年長者及び次年長者以外の者	次のいずれかに該当する者 (1) 小学校1年生、2年生又は3年生の兄又は姉を1人としている場合において、次に該当する者 (1) 市立幼稚園に在園している最年長者及び次年長者以外の者

新		旧				
1 生活保 護法(昭 和25年 法律第1 44号) の規定に よる保護 を受けて いる世帯 に属する 者	全額	全額	全額	全額	全額	1 生活保 護法の規 定による 保護を受 けている 世帯に属 する者
いる最 年長者	全額	全額	全額	全額	全額	いる最 年長者
以上で あると おきけ る市立 幼稚園 に在る 最年長 者	全額	全額	全額	全額	全額	以上で あると おきけ る市立 幼稚園 に在る 最年長 者
園して いる最 年長者 以外の 者(2) 小 学校1 年生、2 年生又 は3年 生の兄 又は姉 を2人 以上有 してい る場合 におけ る市立 幼稚園 に在る 者	全額	全額	全額	全額	全額	園して いる最 年長者 以外の 者(2) 小 学校1 年生、2 年生又 は3年 生の兄 又は姉 を2人 以上有 してい る場合 におけ る市立 幼稚園 に在る 者
2 当該年	全額	全額	全額	全額	全額	2 当該年

新					旧				
度に納付すべき市民税が非課税となる世帯に属する者					度に納付すべき市民税が非課税となる世帯に属する者				
3 当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯に属する者	年額20,000円を限度とする額	年額50,000円を限度とする額	年額50,000円を限度とする額	全額	3 当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯に属する者	年額20,000円を限度とする額	年額50,000円を限度とする額	年額50,000円を限度とする額	全額
4 1の項から3の項までに掲げる世帯に属する者	—	年額40,000円を限度とする額	年額40,000円を限度とする額	全額	4 上記区分以外の世帯	—	年額40,000円を限度とする額	年額40,000円を限度とする額	全額
5 園長に届出を行い、月の全日数を通じて休園する者	当該休園する月の保育料全額	当該休園する月の保育料全額	当該休園する月の保育料全額	当該休園する月の保育料全額	5 園長に届出を行い、月の全日数を通じて休園する者	当該休園する月の保育料全額	当該休園する月の保育料全額	当該休園する月の保育料全額	当該休園する月の保育料全額
備考					備考				
1 この表において「幼稚園等に就園している者」とは、次の各号に掲げる者をいう。 (1) 幼稚園に就園している者 (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所に入所している者 (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関					1 この表において「幼稚園等に就園している者」とは、次の各号に掲げる者をいう。 (1) 幼稚園に就園している者 (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所に入所している者 (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関				

新	旧
<p>する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園に就園している者</p> <p>(4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する特別支援学校の幼稚部に在学している者</p> <p>(5) 児童福祉法第7条第1項に規定する児童発達支援センター若しくは児童心理治療施設に通い、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している幼児（学校教育法第26条の幼児をいう。）</p> <p>2 この表において「小学校1年生、2年生又は3年生」とは、満6歳に達した日の翌日以後における最初の4月1日から満9歳に達した日以後最初の3月31日までの者をいう。</p> <p>3 年度の途中に入園し、又は退園した場合は、在園期間に応じて保育料を減免する。</p> <p>別記様式第1号（第3条、第4条関係） 認定こども園 別記様式第2号（第5条、第6条関係） 認定こども園 別記様式第3号（第7条関係） 1から3までに掲げる世帯</p>	<p>する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項又は第2項の規定により認定を受けた認定こども園に就園している者</p> <p>(4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する特別支援学校の幼稚部に在学している者</p> <p>(5) 児童福祉法第7条第1項に規定する児童発達支援センター若しくは情緒障害児短期治療施設に通い、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している幼児（学校教育法第26条の幼児をいう。）</p> <p>2 この表において「小学校1年生、2年生又は3年生」とは、満6歳に達した日の翌日以後における最初の4月1日から満9歳に達した日以後最初の3月31日までの者をいう。</p> <p>3 年度の途中に入園又は退園した場合は、在園期間に応じて保育料を減免する。</p> <p>別記様式第1号（第3条、第4条関係） 子ども園 別記様式第2号（第5条、第6条関係） 子ども園 別記様式第3号（第7条関係） 上記区分</p>